

令和5年度 座間味村大型2種免許取得助成事業について

この度、村営バス運転手確保の為、沖縄県特別推進交付金を用いて大型2種免許を取得される方への教習費用の一部助成(上限 36 万円)、船舶運賃・宿泊費・教習所へ通う交通費の実費相当額助成(20 日間以内)の実施を予定しております。

※沖縄県特別推進交付金を活用した事業となり、事業が不承認になった場合、採択されても予算が減額になった際は実施内容に変更が生じる事がありますのでご了承下さい。

記

1 事業目的

大型2種免許取得する為に、沖縄県内における自動車教習所に通う際にその交通費、宿泊費、船舶運賃及び免許取得に係る費用の一部(上限 36 万円)を助成することにより、村公共交通の確保、維持を図り、それに伴う雇用の拡大、質の向上を図ることを目的とする。

※宿泊費、交通費においては座間味村旅費規定に基づく額が上限(最長 20 日間分)となります。

※船舶運賃においては島割料金の適用された運賃(美ら島税除く)が上限(最大 20 往復分)となります。

※宿泊費、船舶運賃の精算については領収書が必要となりますので処分せず保管をお願いします。

2 対象者 ※座間味村大型2種免許取得助成金交付要綱第3条より 助成対象者は下記のとおりです。

- (1)座間味村に住民票を有する者であること。
- (2)公共料金等の滞納者及び美ら島条例等により指導勧告や行政指導を受けていない者
- (3)年齢が 19 歳から 55 歳までの者であること。
- (4)教育訓練給付制度を活用して大型2種免許を取得することの出来る者でないこと。
- (5)その他助成制度を活用した大型2種免許を取得した者でないこと。
- (6)大型2種免許取得費用を自己負担した者であること。
- (7)免許取得後、村営バス運転手常勤職員もしくは非常勤(常勤職員休暇時の応援等)として業務に5年以上従事すること。
- (8)暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2項に規定する団体)又は暴力団と関係する者でないこと。
- (9)その他村長の認める者

3 申請について ※座間味村大型2種免許取得助成金交付要綱第7条より

教習所に通う前に計画書等を提出する必要があります。計画書等の申請様式は、船舶・観光課窓口、阿嘉・慶留間出張所窓口にあります。

4 助成対象期間について ※座間味村大型2種免許取得助成金交付要綱第6条より

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 2 月 29 日までに申請のあったもの(交付決定次第受付開始予定)

5 申込先 座間味村役場 船舶・観光課 担当:三田 TEL:098-987-2614

※要綱等その他詳細は役場ホームページにも掲載致しますのでご確認下さい。